告示

○外務省告示第二百二十四号

平成二十五年三月六日、国際連合安全保障理事会において、ソマリア情勢に関し、制裁対象者の指定基準の更新等を決定する次の決議が採択された。

平成二十五年六月二十八日

外務大臣　岸田　文雄

（訳文）

二千十三年三月六日に安全保障理事会がその第六千九百二十九回会合において採択した決議第二千九十三号（二千十三年）

安全保障理事会は、

ソマリア情勢に関する従前の決議及びソマリア情勢に関する議長声明、特に決議第七百三十三号（千九百九十二年）、第千四百二十五号（二千二年）、第千七百七十二号（二千七年）、第二千三十六号（二千十二年）及び第二千七十三号（二千十二年）を想起し、

事務総長及びその特別代表、並びに両人のアフリカ連合（ＡＵ）委員会委員長及びその特別代表を含むＡＵ並びに他の国際的及び地域的パートナーとの協力に対する完全な支持を改めて表明し、

ソマリアの主権、領土保全、政治的独立及び統一の尊重を再確認し、過去一年間にソマリアにおいて達成された著しい進展を認識し、ソマリア情勢の包括的及び永続的な解決に対する理事会の約束を改めて表明し、

ソマリアにおける永続的平和及び安定に対するアフリカ連合ソマリア・ミッション（ＡＭＩＳＯＭ）の貢献を称賛し、モガディシュ、及びキスマヨを含むソマリア中南部の他の地域における治安情勢の改善においてＡＭＩＳＯＭが果たしている重要な役割（特に軍事上及び警察上の役割）に留意し、ブルンジ、ジブチ、ケニア、ナイジェリア、シエラレオネ及びウガンダ各政府がＡＭＩＳＯＭに部隊、警察及び装備の供与を継続的に約束していることに対して評価を表明し、ＡＭＩＳＯＭ部隊が払った重大な犠牲を認識し、

ソマリア連邦政府に対し、ＡＭＩＳＯＭ及び国際的パートナーの支援を得て、ＡＭＩＳＯＭ及びソマリア連邦政府治安部隊によって安全を確保された地域において治安を定着させ法の支配を確立するよう要請し、モガディシュ及びアル・シャバーブの管理から回復した地域の両方において、持続的、正統かつ代表性のある地方統治及び治安機構を構築する重要性を強調し、全ての関係当局に対し資源管理において高い水準を維持するよう奨励し、これらの分野においてソマリア連邦政府に対する国際連合の迅速かつ増大された支援の必要性を改めて表明し、

ソマリア連邦政府の治安部隊の能力構築の重要性を強調し、この関連で、ソマリアの長期的安定及び安全のために非常に重要であるソマリア治安部隊の再創設、訓練、装備提供及び維持の重要性を再確認し、現在進行中の欧州連合訓練ミッション（ＥＵＴＭ）及び他の能力構築計画に対する支持を表明し、国際社会からの調整され時宜に適った持続的な支援の増大の重要性を強調し、

武装した反対集団及び外国人武装者、特にアル・シャバーブによる、ソマリア機関、ＡＭＩＳＯＭ、国際連合要員及びその施設、報道関係者並びに文民たる住民に対する全ての攻撃への理事会の強い非難を改めて表明し、ソマリアの不安定化に関与している外国人武装者を含むそのような集団は、ソマリア、地域及び国際社会に対するテロの脅威を構成していることを強調し、ソマリアにおいてはテロリズム又は暴力的な過激主義が存在する余地はないことを強調し、全ての反対集団に武器の放棄を求める理事会の要請を改めて表明し、

ソマリアにおいて人道危機が現在も継続していること及びそのソマリア国民に対する影響に懸念を表明し、脆弱な住民に対して救命支援を提供する国際連合人道機関及び他の人道関係者の取組を称賛し、人道支援のいかなる濫用及び妨害をも非難し、支援を必要とする全ての人への全ての人道関係者の完全で、安全な、独立した、時宜に適ったかつ障害のないアクセスの重要性を強調し、更に国際的人道支援における適切な会計の重要性を強調し、

武力紛争下の文民の保護に関する決議第千二百六十五号（千九百九十九年）、第千二百九十六号（二千年）、第千六百七十四号（二千六年）、第千七百三十八号（二千六年）及び第千八百九十四号（二千九年）、女性、平和及び安全に関する決議第千三百二十五号（二千年）、第千八百二十号（二千八年）、第千八百八十八号（二千九年）、及び第千九百六十号（二千十年）、武力紛争下の報道関係者の保護に関する決議第千七百三十八号（二千六年）、並びに児童及び武力紛争に関する決議第千六百十二号（二千五年）、第千八百八十二号（二千九年）、第千九百九十八号（二千十一年）及び第二千六十八号（二千十二年）を想起し、児童及び武力紛争に関する事務総長報告及び安全保障理事会の児童及び武力紛争作業部会が支持したその結論に留意し、

ソマリアにおける国際連合及びアフリカ連合の展開及び関与に関する両者による戦略的再検討、並びに両機関が比較優位及び明確な役割分担に基づき協力を強化する決定を行ったことを歓迎し、両機関が、相互の、並びにソマリア連邦政府、他の地域機関及び加盟国との調整を改善する重要性を強調し、

ソマリア連邦政府による新たな国家安全保障戦略の策定を歓迎し、アル・シャバーブ及びその他の不安定化行為者が依然として及ぼす脅威に鑑み、その履行を加速するよう要請し、ソマリアの国家治安部隊の構成を更に定義し、ＡＭＩＳＯＭ及び支援国の治安部門による支援の優先順に指針を与えるために能力格差を特定し、国際的支援国コミュニティとの協力分野について示唆を与えることの重要性を強調し、ソマリア連邦政府の治安部門改革を支援することに関する国際社会の意図に留意し、

ソマリア連邦政府が、その国民を保護し自身の国家治安部隊を構築する責任を有することを認識し、これらの部隊は包含的でソマリアを代表するものであり、かつ国際人道法及び人権法上の義務を完全に遵守して行動すべきことに留意し、ソマリア連邦政府がこれを達成することを支援するという国際的パートナーの意図を再確認し、

地域の安全を確保するためにはソマリアがより安定していることが非常に重要であることを認識し、

地域レベルを含めたソマリア全土に渡る平和、安定及び和解に対するソマリア連邦政府の約束を歓迎し、

ソマリアにおいて人権を改善するとのソマリア連邦政府の約束を歓迎し、司法手続を経ていない裁判外の殺害、女性、児童及び報道関係者に対する暴力、恣意的拘禁及び国内避難民キャンプ内での性的暴力の蔓延を含む人権侵害の報告に懸念を表明し、不処罰の終了、人権の堅持及びこうした犯罪を実行する者の責任を問うことの必要性を強調し、

ソマリア及び国連による木炭輸出禁止措置に対する違反が継続しているとの報告に懸念を表明し、この問題に関するソマリア大統領のタスクフォースを歓迎し、木炭の問題の解決のため、緊急に評価を行い、勧告を行う必要性を認識し、

ソマリア・エリトリア・モニタリング・グループ（ＳＥＭＧ）に対する完全な支持を強調し、同グループがその任務を遂行する上で、全ての加盟国及び同グループを支援する全ての適切な国連機関から完全な支援を与えられることの重要性を想起し、

ソマリアにおける事態が、国際の平和と安全に対する脅威を引き続き構成していることを決定し、

国際連合憲章第七章の下に行動して、

ＡＭＩＳＯＭ

1　ＡＭＩＳＯＭは、国際人道法及び人権法上の義務を完全に遵守し、かつソマリアの主権、領土保全、政治的独立及び統一を完全に尊重して、以下の任務を遂行するため、全ての必要な措置をとることが認められており、アフリカ連合（ＡＵ）加盟国がその展開を二千十四年二月二十八日まで継続することを承認することを決定する。

(a)　ソマリア全土において実効的かつ正統な統治を行うための条件を確立するために、二千十二年一月五日のＡＭＩＳＯＭ戦略コンセプトに定める四地区での展開を維持し、これらの地区において、ソマリア連邦政府治安部隊と調整し、アル・シャバーブ及び他の武装した反対集団がもたらす脅威を軽減すること。これには、適当な場合には、国際連合と調整して、一時的な措置として、離反者を受け容れることを含む。